

議案第 96 号

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

出産育児一時金の支給額引上げのための改正

飛驒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

飛驒市国民健康保険条例（平成16年飛驒市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る飛驒市国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

飛騨市国民健康保険条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第4条 略 (出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略 以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略 以下 略</p>

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について						
担当部	市民福祉部						
提案理由	出産育児一時金の支給額引上げのための改正						
制定改廃の根拠等	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号。以下「改正令」という。）が公布され、健康保険法等による出産育児一時金の支給額が引き上げられることとなった。これに伴い、市が条例で定める国民健康保険における出産育児一時金についても同様の対応をするよう国から通知があったことを受け、当該条例について所要の改正を行うもの。						
法令制定の趣旨等及び条例の概要	<p>現在、被保険者が出産したときは、出産育児一時金である40万4千円に、産科医療補償制度の掛金相当額1万6千円を加算した総額42万円（以下「出産育児一時金等」という。）を支給している。産科医療補償制度が見直され、令和4年1月1日から当該制度の掛金が1万2千円に引き下げられることとなったが、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和2年12月23日）において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされた。これを踏まえ、改正令により健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）、船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）で規定する出産育児一時金の支給額40万4千円から40万8千円に引き上げる改正が行われたため、当該条例における出産育児一時金の支給額についても同様に引き上げるもの。</p> <p>（現行）出産育児一時金40万4千円＋掛金相当1万6千円 計42万円 （改正後）出産育児一時金40万8千円＋掛金相当1万2千円 計42万円</p>						
市民への影響等	<p>該当する者には有利となる改正</p> <p>（参考：近年の支給実績）</p> <table> <tr> <td>平成30年度</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>8件</td> </tr> </table>	平成30年度	11件	令和元年度	7件	令和2年度	8件
平成30年度	11件						
令和元年度	7件						
令和2年度	8件						
施行日	令和4年1月1日						
備考							